

- 本資料には、「委員限り」の数値等が含まれています。
- 「委員限り」の数値等には言及せずに、御審議頂くようお願いいたします。

「加入光ファイバに係る接続料の算定方法 の在り方について」に対する意見



2015年5月29日
KDDI株式会社

※本資料中では敬称を省略しております。

基本的な考え

- **NTT東西と事業者で公正な競争ができる環境が必要。**
- **そのためには、「卸」だけでなく、「接続」による多様なサービスの提供、競争促進が重要。**

○ 光コラボレーションモデルについては、NTT東西サービスの再販売に過ぎず、サービススペック等はNTT東西に依存。また、接続政策委員会第27回資料3（p.50）にある通り、光コラボレーションモデルで獲得したお客様を「接続」に移行させることは制限されている。

○ 光コラボレーションモデルのみの拡大は、NTT東西への依存・独占力の強化につながり、結果、NTT東西の収容率のみが向上。NTT東西の価格競争力が強まることで、「接続」での競争が一層困難（＝「卸」を選択せざるを得ない環境）になる。

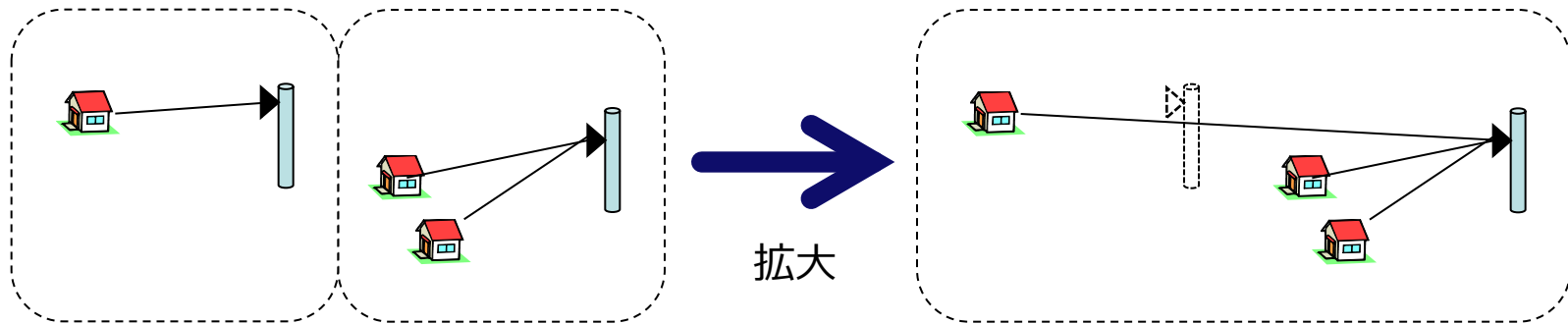


接続料の“水準論”と“体系論”

- 収容率向上・新規参入促進のため、本質的な対応とされていた光配線区画の拡大を代替する競争政策として、接続料体系の見直しが必要。
 - NTT東西の提案する減価償却方法の見直しは、“水準論”であり、競争阻害要因の解消のための接続料の“体系論”の見直しとは異なる議論。
- 収容率向上・新規参入促進の本質的な対応とされていた光配線区画の拡大が、実質的にはほとんど行われていない（NTT東で約0.9%、NTT西で約3.1%）状況を踏まえ、当該競争政策を代替する競争政策が必要。
- 光配線区画の拡大が実現されていれば、接続事業者の接続料負担が平均収容数に応じて軽減されていた（参考1）という事情を鑑み、競争阻害要因を解消し、「接続」による公正な競争を促進するには、接続料体系を公正性・適正性の観点から見直すことが必要。
- NTT東西の減価償却方法の見直しの提案と、今回の公正な競争を促進するという議論とは、論点の異なる話であるため、切り離して議論し、光配線区画の拡大を代替する競争政策として、接続料体系の見直しについて早期に結論を得ることが必要。

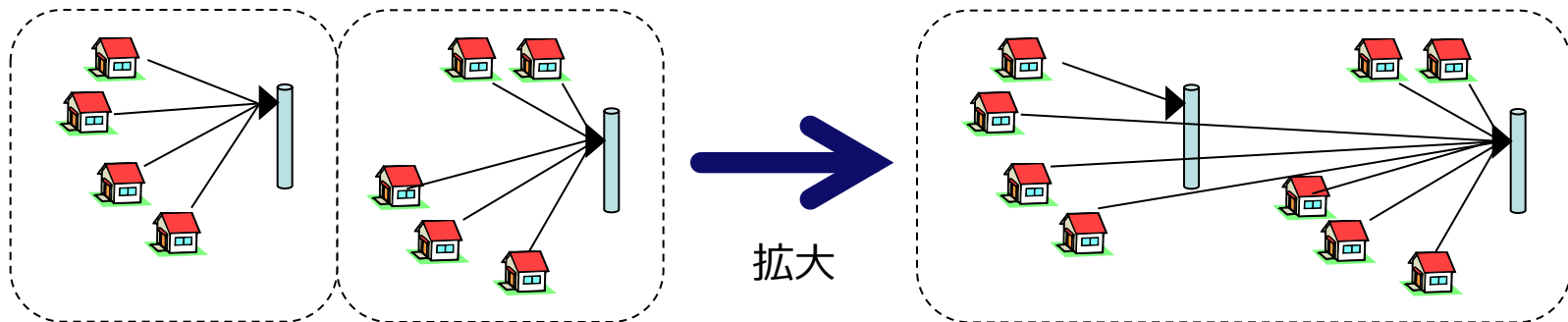
(参考 1) 光配線区画の拡大に伴う接続料負担の軽減イメージ

平均収容数が少ない場合



光配線区画が拡大された場合、従来の光配線区画では2つの主端末回線が必要だったが、拡大後の光配線区画では1つの主端末回線でカバー可能になり、接続料負担が軽減される。

平均収容数が多い場合

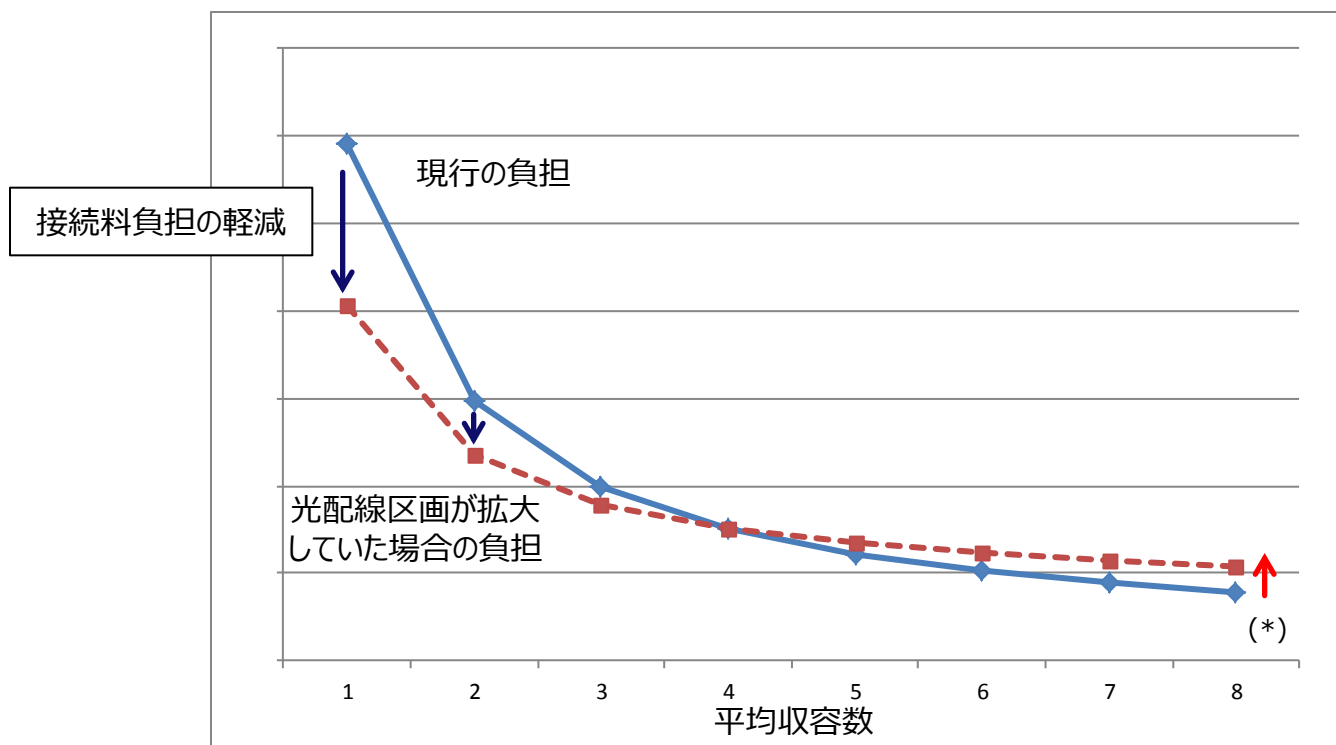


光配線区画が拡大された場合、最大収容数（8ユーザ）を超える可能性があるため、拡大後の光配線区画でも従来の光配線区画同様、2つの主端末回線が必要となり、接続料負担が軽減されないケースが出てくる。

(参考 1) 光配線区画の拡大に伴う接続料負担の軽減イメージ

○ 光配線区画の拡大が実現していた場合、接続事業者の接続料負担は、平均収容数に応じて段階的に軽減されていたと想定されるため、こうした競争政策が実現していた場合の接続料負担の軽減イメージを参考として、接続料体系の見直しを行うことは合理的であると考える。

収容数毎の回線あたりの接続料負担
(収容数が低いほど、接続料負担の軽減幅が大きい)



*分岐端末回線の敷設距離が長くなるため、分岐端末回線接続料は現行と比べて高くなる。

*光配線区画を拡大しても主端末回線数が変わらない場合（高収容数の場合）、分岐端末回線接続料が高い分だけ現行の接続料負担よりも増加する可能性がある。

(参考 1) 光配線区画の拡大に伴う接続料負担の軽減イメージ

○ なお、本接続料負担の軽減イメージは、光配線区画が拡大した場合に実際に負担する想定コストであるため、同等の広さの光配線区画で初めから設備構築されていた際のコスト体系と基本的には同じだと考えられる。

○ 仮に、自己設置の事業者が同等の広さの光配線区画で設備構築している場合は、上記と同等のコスト体系になっていると想定されることから、**光配線区画の拡大が実現されていた場合を想定した接続料体系の見直しについては、自己設置の事業者との競争を阻害するものではない。**

NTT東西の提案する減価償却方法の見直しやコスト削減の見直しについて

- NTT東西の提案する減価償却方法見直しについては、何ら実施が確約されたものではなく、そもそも、償却期間全体としての償却額は変わらない。
- 不確定な想定をもとに試算された効果に期待して、接続料体系の見直しの議論を見送ることには反対。

○ 減価償却は資産の償却可能価額を耐用年数にわたって規則的に配分するものであり、定率法から定額法へ変更しても、償却期間内の償却額は変わらない。

また、加入光ファイバの固定資産の約7割が償却済み（NTT東西。H25年度実績）である事実を踏まえると、償却期間の残存期間が定率法から定額法に変わっても、一時的な引き下げ効果しかなく、むしろ、後年度の負担は継続的に増加する。

○ NTT東西の提案する減価償却方法の見直しやコスト削減の見直しは、接続政策委員会第27回資料2（NTT東西資料）においても、「IFRSを導入する検討に着手する**予定**」、「定率法から定額法へ見直すことを**検討中**」や「コストを削減していく**考え**」等の記載であり、何ら実施が確約されたものではない。

○ そもそも、NTT東西の提案する接続料原価のコスト把握の精緻化やコスト削減等については、本来、当然に実施すべきものであり、それを実施するから競争政策の見直しが不要との意見は、論点のすり替えでしかない。

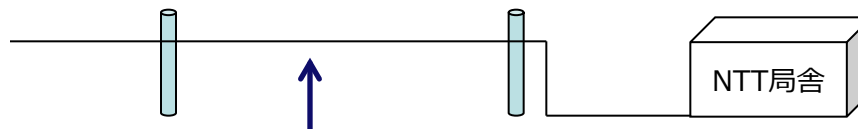
接続料体系の見直し（①未利用芯線の一部費用負担方法の見直し）

- 競争政策上、コストをどのように負担するのが公正・適正なのか、より合理的なのかを踏まえ、接続料体系の見直しが必要。
- 弊社の具体的な提案は、①未利用芯線の一部費用負担方法の見直し、②電柱・土木設備の費用の光の中での配賦基準の見直しの2点。

① 未利用芯線の一部費用負担方法の見直し

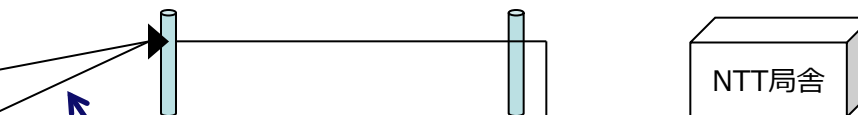
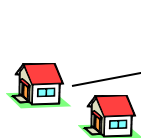
- シングルスター方式とシェアドアクセス方式の利用方法は以下のとおり。

シングルスター方式



芯線の利用用途や収容ユーザ数等を問わず、接続事業者は**芯線単位**で利用申請。

シェアドアクセス方式



接続事業者は、**分岐（ユーザ）単位**で利用申請。芯線が使われるかどうかは、需要（1ユーザ目、9ユーザ目、…）に応じて決まり、接続事業者は芯線を使うかどうかは選択できない。

接続料体系の見直し（①未利用芯線の一部費用負担方法の見直し）

- 未利用芯線は、新たな芯線の需要の発生都度、需要に応じて充当されるもの。
- 芯線単位で利用の申請をするシングルスター方式と異なり、**シェアドアクセス方式ではユーザ単位で利用を申請すること、接続料算定時の「需要」はユーザ数に応じて芯線が利用される前提で考えられていることから、新たな芯線の需要は「ユーザ数」を起因として発生していると考えられる。**
- したがって、シェアドアクセス方式に充当すると見做す未利用芯線（①）の費用負担方法として、**「ユーザ数」で費用負担することも、社会的経済的には一定の合理性がある。**（参考2）

シングルスター方式で利用している芯線 (18.4%)	シェアドアクセス方式で利用している芯線 (23.5%)	利用芯線
保守用芯線等 (12.4%)		
シングルスター方式に充当すると見做す未利用芯線 (20.1%)	① シェアドアクセス方式に充当すると見做す未利用芯線 (25.6%)	未利用芯線 需要対応用 (45.7%)

(参考) H26年4月9日付けで認可された平成26年度～平成28年度
接続料算定の申請概要より

①フレッツ光

フレッツ光の契約数について、NTT東日本、NTT西日本ともに平成25年度事業計画と同数の毎年度50万契約の純増と予測している。
フレッツ光・ファミリータイプ(シェアドアクセス方式に相当)については、8ユーザまでごとに1芯を使用するものとし、各年度末の予測契約数に対し必要な光ファイバ芯線数を算出している。



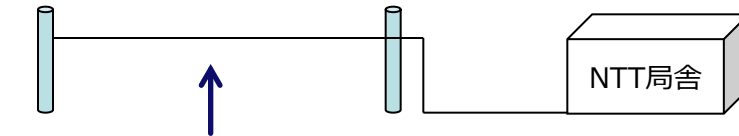
接続料算定時の需要の考え方でも、シェアドアクセス方式については、ユーザ数に応じて芯線が利用される前提で考えられている。

シングルスター方式で利用している芯線数と
シェアドアクセス方式で利用している芯線数の比率
18.4% : 23.5%

*芯線の比率は、NTT東の場合（H26年3月末）。接続政策委員会第26回の資料より。

(参考2) 「ユーザ数」で費用負担する考え方

未利用芯線

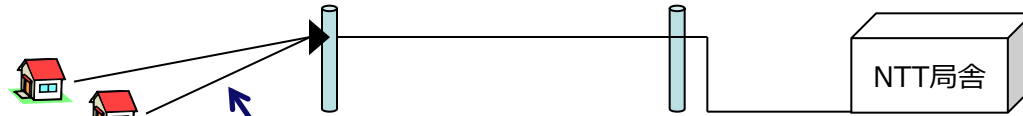


誰も利用していない芯線のコストをどのように費用負担するのかの議論。



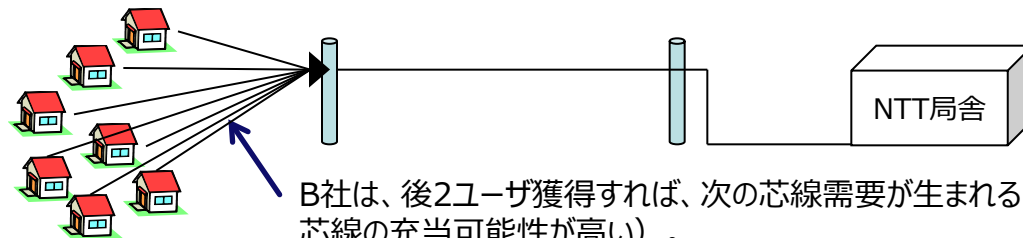
○ 現行の費用負担方法

A社
ユーザ数 (少)



A社は、後7ユーザ獲得しないと、次の芯線需要が生まれない（未利用芯線の充当可能性が低い）。
現行は、未利用芯線コストはB社と同等の負担。

B社
ユーザ数 (多)



B社は、後2ユーザ獲得すれば、次の芯線需要が生まれる（未利用芯線の充当可能性が高い）。
現行は、未利用芯線コストはA社と同等の負担。

ユーザ数の多い事業者程、ユーザ数の増加（新たな需要）により、新たな芯線需要が発生し、未利用芯線が充当される可能性が高いため、未利用芯線の費用負担方法として、「ユーザ単位」で費用負担する考え方も、社会的経済的には一定の合理性がある。

② 電柱・土木設備の費用の光の中での配賦基準の見直し

○ 電柱・土木設備のコストは、敷設されるケーブル種別・ケーブル長・ケーブル本数等により決定されるものであり、芯線数に連動して電柱・土木設備のコストが増加するものではない。

（例：100芯ケーブルが400芯ケーブルになったとしても、ケーブル長が変動しなければ電柱本数・管路長は変わらない。）

○ したがって、芯線単位の費用負担としている現行の基準にとらわれずに、**競争政策上、コストをどのように負担するのが公正・適正なのか、より合理的なのかを検討**すべき。

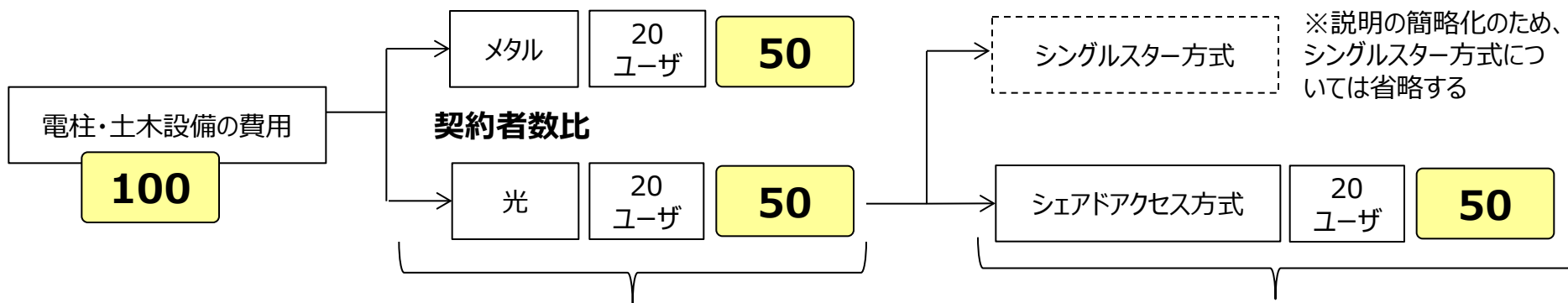
○ NTT東西が、コスト把握方法を見直すのであれば、メタル側のコスト把握方法を見直すのが適当との意見を述べているが、メタル回線と光回線のコスト配賦については、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」で**十分な議論**が行われ、平成23年5月の報告書に基づき、平成24年度の接続会計から見直し後の配賦基準が適用されているところ。

実施後、2年しか経過しておらず、**当時の結論に対して見直しが必要となるような大きな環境変化もない状況**で、メタル回線と光回線の配賦基準について、**今、見直しの議論を行う必要はない**。

○ そのうえで、メタル回線と光回線のコスト配賦基準が「**契約者数比**」である現状においては、**光の中の費用配賦についても「契約者数比」に見直した方が、接続料負担の公平性が確保され、社会的経済的に一定の合理性がある負担方法**となる。（参考3）

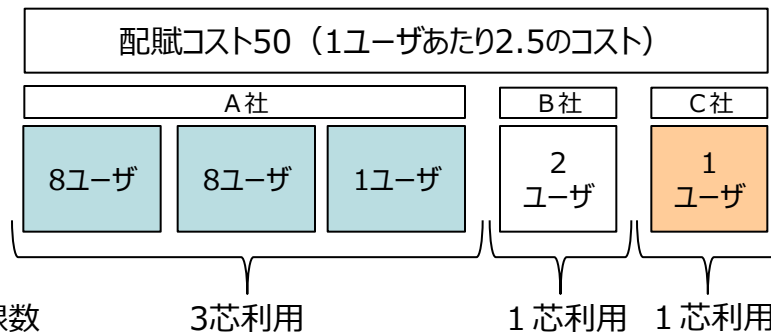
仮に、将来、メタルと光の配賦基準が見直された場合については、同様の不整合を起こさないように、光の中の配賦基準もあわせて見直すことが必要になると考える。

(参考3) 配賦基準の相違に伴う接続料負担の不整合の解消



全体コスト100が、契約者数比でメタルと光に配賦される (50 : 50)
 ※配賦時の1ユーザあたりのコスト2.5

芯線単位で負担



芯線単位の負担	30	10	10
---------	----	----	----

	A社	B社	C社
配賦時のコスト負担	42.5 (17×2.5)	5 (2×2.5)	2.5 (1×2.5)
芯線単位で負担した場合の 実際のコスト負担	30 (50×3/5)	10 (50×2/5)	10 (50×1/5)
配賦時のコスト負担 に対する実際の負担率	▲12.5 負担軽	+5 負担重	+7.5 負担重

契約者数に応じて配賦されたコストを芯線単位で負担すると、シェアドアクセス方式においては、**ユーザ数が少ない事業者の負担が、コスト配賦時の負担に比べて相対的に大きくなっている。**

シェアドアクセス方式の費用負担方法を、メタルと光の費用配賦に用いた配賦基準 (契約者数比) に変更することで、**接続料負担の公平性が確保され、社会的経済的に一定の合理性がある負担方法**となる。

「8収容」の原則について

○ 光配線区画における「8収容」の原則及び原則を遵守しなかった場合の対応について、接続約款への規定が必要。

○ 光配線区画における「8収容」の原則が遵守されないと、**収容数が向上しないばかりか、接続事業者が本来不要な接続料負担を強いられる**ことになるため、「8収容」の原則及び原則を遵守しなかった場合の対応について、接続約款への規定が必要。

○ 弊社においても、過去、NTT西エリアにおいて、既設の主端末回線の確認漏れ等の人為的なミスにより、「8収容」の原則が遵守されずに過剰に主端末回線が設置された事例が発生。（参考4）

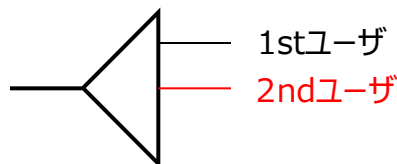
○ 接続政策委員会第27回資料3（p.35）において、NTT東西の回答として「**少ないユーザ数で品質を高めて差別化を図るような各事業者の選択肢を残すことが必要**であり、一律でルール化するのはなじまない」とあるが、一方で、NTT東西は「**収容数の少ない（例：ユーザを獲得できない）事業者が参入すればするほど設備が非効率となり、光のトータルコストの上昇を招く**」と主張しており、主張内容が矛盾している。

原則は、設備の効率化、収容数向上のため、「8収容」を遵守することが必要だと考える。

(参考4) 不適切な主端末回線の設置イメージ及び発生規模感

本来の運用

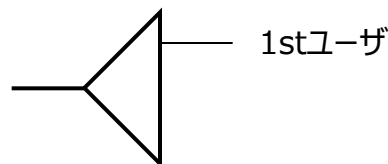
最初に設置された主端末回線



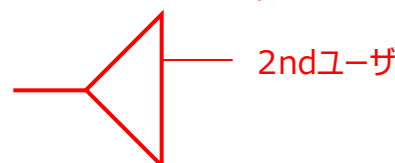
最大収容数に達するまで既設の主端末回線に収容される運用が適切。

不適切な運用

最初に設置された主端末回線



新たに設置された主端末回線



既設スプリッタの確認漏れ等で新たな主端末回線の設置が必要と判断し、主端末回線を増設して収容。結果、本来1つの主端末回線の接続料負担で済むところが、2つの主端末回線の接続料負担が必要になる。(収容率の向上も阻害)

発生規模感

赤字部分は委員限り

	～H24.12.6		H24.12.7 ～H25.7.31		H25.8.1 ～H26.1.31	
		比率		比率		比率
人為的なミスにより設置された主端末回線数						
当該期間に設置された全ての主端末回線数						
発生する不要な接続料負担の規模感						

※1：H24年度主端末回線接続料で換算

※2：H25年度主端末回線接続料で換算

委員限り

接続料体系の見直し以外の提案

- **接続料の急激な変動の抑制措置として、多額の乖離額を複数年で負担して平準化を図るような措置が必要。**
- **光ファイバケーブルの耐用年数を架空17.6年、地下23.7年に見直し。**

<接続料の急激な変動の抑制措置>

- 今後発生することが想定される多額の乖離額について、複数年で負担して平準化を図ることにより、単年度接続料への影響を緩和することが必要。

<光ファイバケーブルの耐用年数見直し>

- 光ファイバケーブルの耐用年数については、平成20年度に10年から架空15年、地下21年、海底13年に見直された以降、見直しが行われていない。
- 「長期増分費用モデル研究会」において再推計された光ファイバの「経済的耐用年数」（架空17.6年、地下23.7年）は、現行の「経済的耐用年数」を推計した関数と同様の関数を用いて行われたものであるため、光ファイバケーブルの耐用年数として、当該「経済的耐用年数」である架空17.6年、地下23.7年に見直すことが必要。

モラルハザード的な利用の誘発・事業者間の負担の公平性について

○ NTT東西の主張する問題点については、極端な事例を、あたかも一般的に起こるような事例として問題を強調しているが、実際の運用等を考慮すると前提自体が非現実的。

<モラルハザード的な利用を誘発>

○ 接続事業者が、シェアアクセス方式でシングルスター方式のような利用をするためには、光配線区画を特定しながら、1主端末回線に1ユーザしか収容されないように、接続事業者側で適切に運用を制限しないと実現できない。

実運用ベースで考えた場合、このような運用を行ってまでシングルスター方式のような利用をするという前提は非現実的。

<事業者間の負担の公平性が確保されない>

○ NTT東西も説明しているとおり、現在の分岐端末回線の原価を会計実績から把握することが困難なため、主端末回線及び分岐端末回線の接続料算定にあたっては、光ファイバのトータルコストから一定の考え方に基づき算定した分岐端末回線のコストを除いて、残りを主端末回線のコストとして接続料を算定している。

○ したがって、現在の算定方法を一定の合理性を持った算定方法に見直すことは、上記算定方法を精緻化しているに過ぎず、シェアアクセス方式を利用する事業者間及び他の設備構築事業者間との間の負担の公平性が確保されないという懸念には及ばない。